

通所介護にアウトカム評価導入へ

第153回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年11月29日（水）9：00～12：00

11月29日の介護給付費分科会では、口腔・栄養関係、介護サービスの質の評価、共生型サービス、介護人材関係について議論が行われました。

利用者のADLを維持・改善している通所介護事業所を、新たな加算で評価、介護保険施設での褥瘡発生のリスク管理や、排泄に係る機能向上を目指す取り組みを新たに評価するなどの論点が示されました。

1. 介護サービスの質の評価

①褥瘡管理の評価

- 入所者全員のリスクを3ヶ月に1回評価（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）
- ハイリスク者に多職種で褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づき管理を実施

②排泄機能向上への取り組みを評価（老人保健施設、特養、介護療養型、介護医療院）

- 医師・看護師が介助状況を改善できると判断し、支援計画を作成、実施した場合、一定期間高く評価する

③通所介護のアウトカム評価

- ある事業所において、評価期間内に通所介護を利用した者のADLの維持又は改善（※）の度合いが一定水準を超えた場合、当該事業所における通所介護サービスを一定期間、高く評価
※評価指標として広く用いられているBarthel Indexによる評価を想定

- ・一定以上の利用者数があること
- ・要介護度が比較的重い利用者に対するサービス提供を確保する観点から、利用者のうち要介護3、4または5の者が一定割合以上
- ・機能訓練以外のサービスの提供を担保する観点から、利用者の求めに応じて、定期的に食事及び入浴介助を提供した実績があること

- 上記の要件を満たした通所介護事業所において、評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定報告した場合、より高い評価

2. 口腔・栄養関係

①口腔衛生管理加算の見直し

- 歯科衛生士の口腔ケア月4回→2回に。介護職員への指導、相談・助言を要件に

②口腔衛生管理体制加算の対象拡大

- 認知症GH、特定施設、地域密着型特定施設

③栄養マネジメント加算の見直し

- 管理栄養士の兼務可能に（同一敷地内、1施設のみ）

④低栄養リスクの高い入所者への対応

多職種協働で栄養ケア計画を策定、重点的な栄養管理を評価

⑤退院時、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携した場合を評価

- 入院中に経管栄養、嚥下調整食が必要になった場合等、介護保険施設のみ

⑥療養食加算を1日単位→1食単位

⑦栄養改善加算の要件緩和→外部の管理栄養士との連携可能に

⑧通所介護の栄養スクリーニング評価

- 介護職員が定期的に実施し、ケアマネに報告
[BMI、体重減少、食事摂取量等]

その他詳細は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000186488.html>

3. 介護ロボット

○見守り機器について要件を満たして導入した場合、介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算の基準を緩和。

4. 共生型サービス

①報酬の考え方

○障害制度の基準のみを満たす場合は、障害報酬の水準を担保

○+αを加算で評価

○各種加算は算定可能

②共生型通所介護 ○生活相談員を配置する場合は加算

③共生型訪問介護

○65歳以上になっても継続して利用する場合、3級ヘルパー、重度研修修了者のサービス提供も認める（3級ヘルパーは3割減算）

④共生型短期入所 ○併設・空床型のみ ○生活相談員を配置する場合は加算

⑤ケアマネとの連携

○相談支援事業者との連携を指定居宅介護支援事業者の努力義務に

4. その他

①集合住宅減算を区分支給限度額管理外に 減算前の報酬で限度額管理

②機能指導訓練指導員 はり師、きゅう師を追加

参考：Barthel Index（100点満点で評価）

項目	配点	点数
1 食事	10：自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える 5：部分介助（たとえば、おかずを切って細かくしてもらう） 0：全介助	
2 車椅子からベッドへの移動	15：自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む（非行自立も含む） 10：軽度の部分介助または監視を要する 5：座ることは可能であるがほぼ全解除 0：全介助又は不可能	
3 整容	5：自立（洗面、整髪、歯磨き、ひげそり） 0：部分介助または不可能	
4 トイレ動作	10：自立、衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む 5：部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する 0：全介助または不可能	
5 入浴	5：自立 0：部分介助または不可能	
6 歩行	15：45m以上の歩行、補装具（車椅子、歩行器は除く）の使用の有無は問わない 10：45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む 5：歩行不能の場合、車椅子にて45m以上の操作可能 0：上記以外	
7 階段昇降	10：自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む 5：介助または監視を要する 0：不能	
8 着替え	10：自立、手すりなどの使用の有無は問わない 5：介助または監視を要する 0：不能	
9 排便コントロール	10：失禁なし、浣腸、座薬の取り扱いも可能 5：ときに失禁あり、浣腸、座薬の取り扱いに介助を要する者も含む 0：上記以外	
10 排尿コントロール	10：失禁なし、収尿器の取り扱いも可能 5：ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む 0：上記以外	